

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更))【45】」

2. 日時：令和4年7月12日(火) 17時30分～19時00分、

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

奥企画調査官、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官、

大塚安全審査官※、畠山安全審査官※、岩野審査チーム員

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、田邊係長※、山下係長※

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力保全担当部長、他7名(7名のうち、3名はTV会議システムにより出席)

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料-1 大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画  
認可申請 コメント回答について
- ・資料-2 大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画  
認可申請 補足説明資料(抜粋)
- ・資料-3 大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画  
認可申請 各エリアにおける火災感知器の選定から設置までの全体設計フロー及び基本設計方針の見直し案について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁の岩野です。それでは、関西電力、大飯発電所第 34 号機、火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請。
0:00:13	についてのヒアリングを始めたいと思います。それでは、
0:00:19	まず初めに、7 月 4 日に提出された資料の資料の
0:00:26	ですね。
0:00:27	通しページで言うところの 2 ページのところをお願いします。
0:00:32	十四条の安全設備に関するところの関係で前回ヒアリングで確認をしたのがですね、
0:00:40	許可との数、許可の許可との整合っていう観点で、許可の、添付 8 の機能別の 14 度分、重要度分類の表。
0:00:52	こちらに火災感知器は入ってないんですけども、それとどういうふうに説明が対応してるんですかっていうのを確認をしてみました。これについて関西電力からの説明をお願いします。
0:01:07	はい。関西電力原子力事業本部ウシジマでございますよろしくお願いたします。2 ページに書いております。ヒアリングのコメントでございますけれども、
0:01:17	私どもの考えとしてですね、安全施設に該当するかというところでございますが、まず該当するかというところにつきましての考え方は、
0:01:29	私どもJEAG等も用いる形ですね、消火系の直接関連システムを整理されるということをかながみまして、安全施設に整理されるものと考えてございますということを回答の案%部分ところ書いてございます。
0:01:46	ただ今回この回答の中でですね、ちょっと私どもも説明が足りてないと思うところがございます。それは一番下の再稼働時の既工認の資料を用いてですね、
0:01:59	ご説明しているところなんですけれども、後ろにつけております資料、こちらはですね、工認の段階でつけておりました資料 2 の、
0:02:09	記載からですね、重要安全施設以外の安全施設としてというところの言葉を用いる方格好ですね、葛西幹事設備と読み取ることができこのように考えてございますという説明をしてございます。
0:02:24	しかしながら今ご質問いただきましたようにですね、設置許可との整合性という観点でかがみますと、この説明で十分足りているのかという点はちょっと私。申し訳ございません足りてないと。
0:02:37	思っております。ここでちょっともう、改めてのちょっと整理になるのですが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:43	もともとその設置許可の再稼働の審査の段階においてですね、テンパチの中では、耐震設計等々の個別各論を論ずる前にですね、安全機能の重要度分類と、
0:02:56	ということで、整理した表等もつけてございます。その中でMSさんということで、消火系統、消火設備というものが登場して参るのですが、そこでは火災感知設備は出てこないと。
0:03:08	これはおっしゃる通りでございます。
0:03:10	私どもこれももとの考え方がですね、旧原安委の指針の重要度分類の設備に関する審査指針、ここで展開されてる考え方に照らして、
0:03:23	この資料は作ってございまして、ここで書いてあることの限りにおいてはですね、消火設備というものがですね、MSさんとして定義されていて、
0:03:34	感知器というものはそこではようには読めないと、まずその認識でございます。
0:03:39	しかるに、今回回答としてはですね、そこを私どもなりにですね、尺を用いる格好で、感知器も含めて、直接関連系だから、
0:03:50	この消火設備の一部として、該当するのではないかと、このような回答をした次第ではございますけれども、
0:03:57	設置許可とも、私どもが記載したこととの整合性、ここにおい、よく考えた場合にはですね、ここは消火設備ということにですね、限定して物を考えた方が良いのではないかと。
0:04:11	ちょっとそのようなことも考えてる次第でございます。
0:04:14	事業者としてどう考えてるのかと、多分問われるところではあるかと思いますが、直接関連系ということで消火系の一部としてですね、ひもづけることも可能ではございますが、
0:04:26	設置許可との整合性という点にかんがみした場合に、あくまで消火設備であって、感知器というのはそこは直接的には、
0:04:34	記載がリンクしてないと、そのように整理するのかなと、ちょっとそのように考えている次第でございます。ちょっと足りてないところ口頭になりましたが、今ご説明申し上げます。
0:04:49	規制庁の今野です。今の回答からすると、関西電力としてはこう考えているけれども、その法令的な適用っていう意味では、十四条は対象ではないっていうふうに、
0:05:01	考えを変えたっていうふうな理解をしてよろしいですか。
0:05:06	はい。関西電力原子力事業本部牛島でございます。設置許可との整合性といったところの、一貫性というものを考えた場合にですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:17	消火設備というところからですね、展開して考える方が、工認の審査においても適切であろうと、そのように考えた次第でございます。
0:05:28	はい。規制庁の今西承知しましたそれでは
0:05:31	衛藤、今回の今裾野今の回答は、ちょっと資料で、目に書いていただいて、その上で補足説明資料とかも直さないといけないところとかあるので、そういった作業、
0:05:43	お願いします。
0:05:45	これについては、私からは以上ですが皆さんから何かあればお願いします。
0:05:52	すいません。ちょっと私が今聞き漏らしてしまったんですけど、結局、十四条は対象条文にはならない、審査条文にはならない。
0:06:02	補足説明資料上の審査条文の整理表あると思いますけどならないと思っていいんでしょうか。
0:06:10	はい。関西電力原子力事業本部ウシジマでございます。ただいまご理解いただいた通りでございます。
0:06:16	承知しました最終的に出てきたものを見てまた何かあれば確認させていただきます。
0:06:23	はい、規制庁のようなですね。ありがとうございます。それでは、次に進んで、次のとですね、3 ページをお願いします。耐震関係のところですね。
0:06:33	この耐震関係のところですけどこれについては、
0:06:38	前回お聞きしたのはですね、新基準の公認の資料で、
0:06:48	具体的な資料名だけ挙げると、
0:06:52	新基準の工認の添付資料の別添、
0:06:57	耐震性に関する説明書の別添 1 のところで、
0:07:03	耐震、ここに書いてあるのは耐震Cクラスの火災感知設備が、基準地震動Ssによる地震力に対して、耐震性を有することを確認するための、
0:07:15	耐震設計方針について説明するものであるって書いてあって、そういった説明がずらっと並んでいますと、このときの説明と今回されてる説明が、
0:07:26	一緒なのか、違うのか、何か他の考え方とか説明の仕方を変えたのかっていうところを説明してくださいとお願いをしていました。これについて、ちょっと資料からは、目に読み取れないので関西電力の方から説明をお願いします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:42	はい。関西電力吉田でございます。菅火災感知設備につきましては、基本設計方針で、地震時及び地震後においても、
0:07:53	火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対象施設の区分に応じて、機能保持する設計と書いていますけども、一方で、耐震に関する耐震の計算書、
0:08:07	ここでは、Sクラス。
0:08:10	SSスズキの維持を確認しているというところで、その不整合といいますか、ちょっとその間の、
0:08:21	説明が見当たらないという、そういう趣旨のコメントかと理解しております。コメント回答につきましてはちょっと、その部分に対して、直接的に
0:08:35	回答できておりませんが、再稼働工認の時のですね、補足説明資料で、
0:08:45	火災防護設備の耐震評価の対象ということで、
0:08:52	ここで基礎、今基本設計方針に書いている
0:08:58	また、火災防護上重要な機器等の耐震クラス、及び重大事故等対処施設の区分に応じて機能を保持する設計と、
0:09:08	いうことで、それを書いた上で、その上ですね、別添の火災防護設備の耐震性に関する説明書では、正式の維持が維持される機器、
0:09:21	について整理するというふうにしていて、その間のつなぎについては、再稼働工認の時に、補足説明資料として、説明していたと。
0:09:33	いうことで今回もそれについては、同様の整理をしてございます。
0:09:39	規制庁の今野SE、その繋ぎのところの、にどういう説明があったのかっていうところの説明をお願いしてもいいですか。
0:09:48	はい。
0:09:51	えっとですね。
0:09:52	補足説明資料、記載内容、読み上げますけども、火災防護設備は、実用発電用原子炉及び
0:10:02	その附属施設の位置構造及び設備の基準に関する規則の解釈別記2により、耐震Cクラスに該当するが、
0:10:13	火災防護に係る審査基準において、地震によりその機能性能が維持される設計であることを要求している。このため、火災感知設備、
0:10:25	及び消火設備は、火災防護対象とする火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対象施設の
0:10:35	区分に応じて、地震によりその機能及び性能が維持されることを評価することになるが、別添1、火災防護設備の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:45	耐震性に関する説明書では、Ss機能維持が要求される機器を整理するというので、記載してございます。
0:11:00	すいません規制庁の矢野です。今の説明は、Ss
0:11:05	へと別添 1 には、Ss機能維持Gを、
0:11:11	の要求がかかっているものだけを記載したっていう意味で書かれてたんです。
0:11:18	関西電力棚橋です。
0:11:20	おっしゃる通りで、別添 1 添付資料の別添 1 の方には、Ss機能維持が要求される機器を代表して記載したと。
0:11:30	そういう位置付けと我々、
0:11:33	確認しました。
0:11:40	承知しました。
0:11:42	そうですね。ありがとうございますちょっとそのページ数だけ後で教えて資料のページ数とかですね、工認の時の資料のページ数とかですね、後でちょっとお知らせ、事務的にお知らせをいただければと思い
0:11:54	後でその構成は今回変えてないというふうに理解をしました。
0:11:59	これについて衛藤ほかの皆さんから何かあればお願いします。
0:12:04	特にないでしょうか。それでは、基本、すいません、火災感知器、火災防護設備の基本設計方針の方に、ちょっと話せる確認を移りたいと思います。
0:12:16	江藤所長お待ちください。
0:12:23	規制庁の今野です。それでは続きまして、
0:12:32	7月8日に提出された資料の1ページのところをお願いしますとスペース1ページですね。
0:12:41	等で基本設計方針について、幾つかを確認をしたいと。
0:12:46	その前にですね、
0:12:49	8、7月、すいません7月7日に提出7月7日に、こちらの方から手交した確認事項について、まずちょっと簡単に
0:13:00	趣旨をご説明したいと思います。こちらについてこれについてはですね、
0:13:06	我々としてはまず関西電力のどういう数、具体的な設置をするには、具体的な設計をするにあたってどういうことをどういう順番で確認しているかっていうところの
0:13:19	確認の順番を、知りたくなかっただけでまず、フローで説明してもらって数だっているところまでをちょっと言い

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:30	お願いをされていて、基本設計方針を大きく変えてもらいたっていうところの意図はありませんでした。
0:13:36	で、その上で、
0:13:42	今回基本設計方針の修正の案みたいなのも出していたんでありますが、まずはそのフローのところから確認をしたいと思います。
0:13:51	それにあってですね、ちょっと我々こういう認識で、基本設計方針考えてたっていうところが2点あってそれについて関西電力と、
0:14:01	共通認識がとれるかっていうところを確認したいんですけど。
0:14:05	まず、
0:14:08	これまでの審査会合なりの説明で、関西電力として選定と設置を分けて考えるっていうところが、ずっと審査会合なりに説明されていたので、
0:14:20	我々としてはその前提を崩さないで、基本設計方針書かれるかなと思ってたんですけど、関西電力としては、そういう方針でやろうとされてますそれとも、
0:14:31	何か変えようとされてます。
0:14:34	選定と設置を分けているのかそれともそうではないのかというところをお願いします。
0:14:40	はい。関西電力吉田でございます。選定と、設置ということで前回まで分けて記載しておりましたけども、
0:14:51	前の議論の中で、組み合わせというところの記載がないのではないかと、いうところで改めて組み合わせ、
0:15:03	対しての設計方針、これをどのように書くかというところ、今回考えてきまして、ちょっと(エ)括弧B括弧Cという形で、
0:15:16	組み合わせを独立した項目として、今、記載を考えているところ。
0:15:24	でございます。これを選定に含めるのか設置に含めるのかにつきましては、どちらでも対応は可能かと思っておりますけども、
0:15:34	組み合わせについては、確かに記載がちょっと足りていなかったのではないかと、いうところで、こちらは考えている次第でございます。
0:15:47	はい。規制庁の今野です。これまで、
0:15:53	これまで間は、選定の範囲と、
0:15:58	そうですね、これまでの説明から大きく変わるとなると、またちょっと説明を聞き直さなきゃいけないところもあるので、これその選定でやってきたことの中では、収めていただいて、
0:16:13	設置の中でやってきたことは設置の中で収めていただくっていう方が、これまで説明されていた範囲から、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:21	ですね、
0:16:25	衛藤。
0:16:27	すいません。
0:16:30	そうですね。なかなか新しい話をするとちょっとまた1から聞き直さなきゃいけないので、ちょっと本当にそういうことされるのかなっていうところをちょっと確認したい趣旨でお聞きしました。
0:16:47	すいませんその上で、何かそうするとですねこれまでの、
0:16:52	そういった考えからすると、これまでその設置の中で見てたような考えが、今説明にある1ページ目の資料の中では、選定のところにいろいろ入ってしまっているんですね、例えばその、
0:17:05	消防法が適用されるエリアかっていうところの分岐の話は、
0:17:09	消防法施行規則の23条4項の対象かどうかかっていうところで、これまで設置の段階で見てた話だと思うんですね。
0:17:19	設置の段階で、屋外は消防法施行規則23条4項の対象だ外だっていうふうに整理をして、
0:17:26	火災防護審査基準の2.2.1の(1)の②のところの対象ではないよねと、設置のところの対象ではないよねっていうふうに整理して、今まで確認してきていたつもりなんですけど関西電力としては、
0:17:39	認識違いますと。
0:17:42	関西電力吉田でございます。これまで選定については具体的なエリアを特定せずに、環境条件に対して、どういった
0:17:54	感知器を選定するんかというところで、記載しておりました。今回
0:18:03	感知器設計について、考え方、フローフローに、感知器の選定から設置まで一連の流れを、
0:18:14	落とし込むようにということで、
0:18:18	コメントございましたので、やっぱり感知器を設計する上では、具体的なエリアを念頭に置いてですね、
0:18:29	その環境要件であるとか、
0:18:32	そういったものを踏まえて、感知器を選定して、組み合わせを検討して、具体的な設置をしていくという流れになるので、
0:18:43	ちょっと今の基本設計方針のたてつけとは、ちょっと異なるようなフローにはなってると思ってますけども。
0:18:54	そこについては、基本設計方針、基本設計方針で、書き方は工夫はできると。
0:19:04	思ってますんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:06	そこは切り分けることは可能かなというふうに思ってます。
0:19:12	規制庁の今野です。我々もそのフローと基本設計方針が一对一で対応しなきゃいけないとは思っていないので、その認識はある程度沿っているのかなと思っています。ただし、
0:19:27	規制庁ニシウチですけど、さっき吉田さんがちょっと最初の方で言った、基本設計方針の内容を何かフローに落とし込んでくださってというところが多分若干意識がずれてるような気がしていて、
0:19:39	別にそういうことをお願いしたつもりじゃなくて、単純に基本設計方針だけ読むと、結局何をやりたいのかがよくわからなかったの、まず、関西電力が、
0:19:51	自分たちで実際に設計しますよね。
0:19:53	その流れをまずフローとかでちゃんと説明してくださいということだけをまずお願いしたつもりでした。で、最終的にそのまずやる実際にやる流れっていうのがあって、
0:20:04	それが基本設計方針の、
0:20:06	それが基本設計方針としてどう表されるのか、すべてがもちろん表されるわけではないですね基本設計方針でその通り基本的な設計方針なので、
0:20:17	必要な、要は基準適合に必要なお約束事項とかだけが書かれるものなので、まずフロー図が
0:20:24	実際に完成電気をやる設計の流れがあって、その中からこれがこういうふうに基本設計方針1に対応しています。
0:20:31	ていうようなまずものだとイメージしてたんですけど、そこは合ってますかね若干そこがちょっとそごがあったイメージですかね。
0:20:39	関西電力吉田でございます。そのフローを作って、それが最終的には基本設計方針に落とし込まれるんだらうというところで、ちょっと、
0:20:52	早とちりして、基本設計方針の案まで考えてしまってますけども、そこについては、ちょっと一旦リセットして、フローについては、当社として、
0:21:05	実際に設計する流れを記載しておりますので、これについては、コメントもらった趣旨に合ってるかなというふうに思ってます。
0:21:17	そうするとですね、続けてなんですけどもう一つ多分全体としてあると思うのが、
0:21:24	別に今、何て言うんですかね、今までの審査会合とかヒアリングとかでいろいろと話を進めてきていて、そこまでにあった話を変えようという思いはまず関西電力としてもないと思っていいますよね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:38	今まで設計していたものを、今まで説明していたものを表そうとしてるだけっていう理解でまずいいんですよね。
0:21:44	はい。関西電力吉田でございます。その通りでございます。
0:21:48	はい。規制庁西内です。そうした時にですね、
0:21:51	でも、
0:21:57	その二つがまずありますと、で、
0:22:00	実際に関西電力がやる流れがフロー図として表されていって、
0:22:06	それがもちろん基本設計方針と、関係するところはもちろん対応してないとおかしいですよね。基本設計方針に基づくフローには最終的になるので、
0:22:15	なんだけど、実際の設計の流れを見ると、今まで設置の方で話をしていたようなものが選定と対応しているフローになっているので、
0:22:24	それは今まで話を聞いてた。
0:22:27	内容と違いますよねとちょっと混乱されてるのかなという印象を受けたっていうのが、今今野が話してた話ですよね。で、ちょっと今野が言ったのはもう屋外のその話で言いましたけど、一番すごいわかりやすい例だと。
0:22:40	この選定の部分の米印1のところ、
0:22:44	作業員の被ばく線量の許容の話が米印でちっちゃく入ってると思うんですけど、これは明らかに今まで設置の中で議論してた話ですよね。それが選定の方に入っていると。
0:22:54	それは、基本設計方針で選定の中に入っている以上、実際の関西電力をやる流れでもう、ごめんなさい。衛藤。
0:23:04	すいません間違えました基本設計方針としては設置の方に入ってくる話を今までしていたのであれば、関西電力が実際にやるときにも、選定じゃなくて設置の段階でももちろん出てくる話。
0:23:14	しかるべきですよね。
0:23:16	ていうのが今、話をしていた流れだと思うんですけど。
0:23:21	米印1の共用の話と、あとは屋外の話とかも今まで設置の方で話をしていたと思っていたのでそこが変わっているように見えるので、そこら辺はちゃんと今まで、
0:23:32	す、使用していた枠組みでちゃんと表してくださいねっていうことかなあと思います。ただちょっと私たちのコメントが何か、
0:23:40	そちらの何か今までの話を変えさせてしまうようなコメントだったらちょっと申し訳ないんですけど、共通認識を持っていると思うのでちょっとそれ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	で一度見直しいただく必要があるのかなというふうにちょっと思っているところですよ。
0:23:56	はい。関西電力吉田でございます。おっしゃる通り※1 の記載については設置段階で、被ばく線量等を評価して、どの感知器を使うかというところで、設置の部分、
0:24:10	の話になるかと思っております。ちょっと選定から設置まで、一連を通して見たときに、フローとして、整合とれるように、
0:24:23	注意書きと書きながら書いた部分が、ちょっと誤解を与えているのかなというふうに思いますんで、それについては、きっちりとこれまで説明した、
0:24:36	内容をそのまま資料として反映するようにいたします。
0:24:45	はい。規制庁西内です。そういう意味でいうと、多分この米印 1 で書いてる被ばく線量の話って、まず設置の方のフローにプロとしての設置の方に入ってくるべきである。
0:24:55	とまず思っていて、そこを別に関西電力が変えたいっていうのであれば、それはもちろん審査会合とかで、ちゃんと改めて聞く必要があるかなと思いますけど、前置そういう意図はなかったんですけど、ちょっと混乱させてしまう。
0:25:07	たのであれば、ちゃんと次出し直したものを、
0:25:10	ばいいのかなと。
0:25:11	で、単純に多分設置のほうのフローに来て、で、被ばく線量の関係に置けないのであれば、まさに選定の方に戻るとか、そういうフローが実際関西電力の中ではあるのかなと思うので、そこら辺が明確になればいいのかなという気はしています。
0:25:27	ていうのが多分被ばくの話で、さっき岩永を伝え、話をした屋外が障防法かどうかみたいな話は、これ今までヒアリングで、これよくその認識が違ってたなら、補足いただければと思うんですけど。
0:25:42	今までヒアリングで話してたのは、
0:25:46	火災防護審査基準の 2.2. 1 の感知消火の①と②が分かれていますよね。で、②の
0:25:56	消防法施行規則に基づいて設置しましょうねっていうところで、いや、屋外ってそもそもこの消防法施行規則の対象じゃないので、対象外ですよ。
0:26:06	ていう話を確かヒアリングであったと記憶しています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:09	であればこれは②の議論や②の話として、我々聞いていたという認識があるんですね。で、まさに選定と設置という基本設計方針は、①と②で、分けたという。今まで関西電力はそういう説明を聞いていたというふうに認識しているので、
0:26:25	であれば②の設置の方に入るべきですねという認識で聞いたものですが、今野君それで大丈夫かな。
0:26:35	はい。関西電力吉田でございます。おっしゃる通り、このエリアで屋外とか、地下タンクトンネル、これは正しくはエリアを特定して、どのような感知器を使うかという話なので、
0:26:50	設置の部分に該当すると考えております。先ほどの放射線の話と同じようにですね、
0:27:00	ちょっと記載としては、選定に記載しているのは、適切ではなかったと、いうふうに考えております。
0:27:12	規制庁の山名です。併せてですけど、組み合わせっていうところにある、天井高さとかの話もですねこれももし同じ考えであれば、そちらも同じように修正をお願いします。
0:27:25	はい。関西電力吉田でございます。組み合わせにつきましても実際のエリアの条件であるとか、そのようなものを見て、設置しますんで、ちょっと組み合わせの部分は選定の2、
0:27:40	入る部分と、設置に当たる部分、これがちょっと混在してきているのかなというふうに見て考えてますけども、これにつきましても、選定と設置と、
0:27:54	いうところで、その内容を充実する形で、考えていきたいと。
0:28:00	います。
0:28:03	規制庁のようなやつではそれを踏まえて、また、資料の修正の方お願いします。
0:28:09	ちょっとその中でお聞きしたいんですけどその選定、
0:28:14	今フローで書いてあるところの、
0:28:16	対象エリアっていうところから二つ上がって感知器を選定って書いてあるところの、この選定っていうところの意味するところなんですけど。
0:28:27	栗田Cのこれまで審査をしてきたところからするとその、
0:28:32	発電所で実際に使う感知器を、数あるいろんな種類のある感知器から選んできて、今回この青色の表の中で、実際に使う感知器を、
0:28:44	書いていただけてますけどこれらを選んでくることを、選定というふうにな行為として、ここで説明していると。
0:28:53	そういうふうに理解をしているんですけどそれでよろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:59	はい。関西電力吉田でございます。火災感知器の選定の部分につきましては、このフローの上にある、この表、これらの感知器または機器を使用すると。
0:29:11	ということ、各感知器機器の誤作動防止ですね、これに対する設計の考え方、これを記載する部分というふうに整理してございます。
0:29:24	規制庁の今のそうするとこのフローのところの選定っていう、
0:29:28	この四角囲みの段階では、いろんな数ある感知器の中からこの上の表の感知器を選んでくる行為をやっているっていうそういう理解でよろしいですか。
0:29:39	はい。関西電力、吉澤でございます。その理解で問題ございません。
0:29:45	はい。規制庁永野ですありがとうございます。
0:29:48	じゃあ、
0:29:50	ここに、ちょっとすいません、ちょっとここから別な話になるんですけど、あ、はい。
0:30:04	規制庁西内ですけど、
0:30:07	そういう意味で言うと、今まで
0:30:10	審査会合とかヒアリングとかでも話をしてきていたの選定と設置を分けて基本設計方針を構成しますよっていう話は、今まで、今おっしゃっていただいた、選定という意味合いはメンバーリスト的なものを決めるような意味合いとして使ってきました後でそこは我々も同じ認識だと思うんです。
0:30:28	その時に今ちょっとまさに話をした組み合わせっていう行為が、選定の中に含まれていると、我々として思ってたんですけどそこがちょっと曖昧だったので、今回、多分、括弧Bっていう形で、新設してもらって要は設置の中じゃなくてその前にやるんだっていう行為として明確化をしたと。
0:30:45	今まで選定の中に入った要素が、若干、明確化したら、こういうふうになりましたよっていうもので、今まで話をしていた選定と設置っていう根本的な考え方を変えるものではなくて、選定っていうものをもう少し細分化してわかりやすくした結果こうなりましたっていうものと捉えればいいんですかね。
0:31:04	はい。関西電力吉澤でございます。これまでの基本設計方針の部分では、火災感知器、異なる種類の
0:31:14	信号を発する感知器を組み合わせ、設置するということを書いていて、そこで組み合わせも行っているというふうに読めたかと思っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:28	ただアド具体的な組み合わせの考え方については、記載が足りなかった ので、改めてこのフローを作る中で、組み合わせの考え方、
0:31:39	これを明確に記載すると、こういったフローになったという次第でござい ます。
0:31:47	はい規制庁西内です。
0:31:51	選定の部分を再度明確化したらこうなったっていうものと理解しましたの で今までの会合でも話をしていた選定と設置っていう看板的な考え方分 かれ、そこはずれてなくて、
0:32:02	今までの話の中で明確をした結果というふうに理解をしました。
0:33:22	規制庁西内ですけど続けてちょっともう1点だけ。
0:33:26	その観点で要は括弧B、
0:33:29	ていう新しい組み合わせっていう基本設計方針の方はそういう目的で 中止されたものっていうちょっと前提で、
0:33:36	ここだけ先に確認したいんですけど。
0:33:38	資料1の8ページと9ページ目、具体的な基本設計方針の記載があると ころですね。
0:33:45	もう、
0:33:46	ここの部分で、
0:33:48	括弧営農選定及びゴソウ誤差等の防止っていうところの一段落目のと ころで、
0:33:55	感知器は、
0:33:58	火災区域または区画における環境条件、あと性質というものを考慮し て、アナログ式の感知器を優先して採用するって書いていて、
0:34:09	9ページ目のところに行って、今度括弧Bの方ですね今度、
0:34:14	括弧Bの方行くとまた一段落目に似たような話が入ってくるんですけど、
0:34:19	若干こっちは最初要は環境条件の性質を考慮してっていう趣旨は一緒 なんですけどそのあとの文脈が若干違うんですよね。
0:34:28	そこら辺がちょっとまた読みづらさを産んでいるような気がするので、こ こら辺の文脈、要は
0:34:34	何ていうんですかね、考慮する事項に対して、やる、やる内容は一緒だ と思っているので、そこら辺もちょっと次回以降、また次回のフローがそ もそも見直されて、
0:34:44	その結果基本設計方針を多分具体的な記載も若干見直されると思ってい るので、そこら辺をちょっと意識して、はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:51	どこで何をやっているのか、ここの記載はどういう意味を持つのかっていうのを意識して、書いてもらえれば説明してもらえばいいのかなと思います。
0:35:00	はい。関西電力吉澤でございます。今回組み合わせということで括弧Bという項目を窓、一つ建てたことによって、
0:35:10	同じ記載が前提とこの組み合わせで、中福祉た形になってしまっておりますけども、それについても、選定と設置ということで、記載をする上で、
0:35:23	綺麗にしたいと思って、
0:35:26	思います。
0:35:29	規制庁西内ですけど、
0:35:32	何ですかねイメージは。
0:35:35	だから私の勝手なこれイメージですけど、
0:35:38	あくまで組み合わせるときに、火災をそうこういった性質とかを考慮して、異なる感知方式のものを組み合わせるってのはすごいわかるんですけど、
0:35:49	定するとき、これらの要素って何か出てきましたけど、要は、
0:35:54	メンバーリストを決める。
0:35:56	時の観点でいうと、例えば8ページ目の、
0:36:01	今の現行の記載のものでいうと、
0:36:11	例えば、
0:36:15	例えば、
0:36:17	やってくださいね。例えば、
0:36:20	麻生宗、ごめんなさい変更前の方で、変更前の方でいうと、上記の三種類以外の感知器としてって書いてるところあるじゃないですか。
0:36:29	放射線の影響による熱感知器とかそのあと想定されるとか、ここら辺は具体的でまさにやってることだと思えますよね。選定の段階で、
0:36:37	ただその前段階の基本パターンを選定するとき、何かこれらってそういったことを、そういったその性質を考慮してこの基本パターン選んでるのかっていうとそうじゃないですよ。
0:36:48	要はまず基本パターンとしてアナログ式の熱、
0:36:51	煙である好きでない方って基本パターンの三種類はまずまず選定してるんですよ。
0:36:57	その上でさらに環境条件とかいろいろ加味して具体的な選定は行っていますと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:04	さらにそれで実際に組み合わせる段階でまさにUMLだとかそういった性質とか、そういったものを考慮して異なる2種類を組み合わせる。
0:37:13	という構成なのかなあという理解はしてるんですけど、それが果たして、
0:37:19	実際それをやろうとしているのかっていうところは関西電力がそもそもまずちょっと、ちゃんと明確な説明を受けられてないので、そういったところをちょっと明確になるように、
0:37:27	今後説明をいただければいいのかなと思ってます。今の私が勝手にこう受けとめたっていうだけなので、違うのであれば次回以降そこら辺の観点が明確になるように説明をしてもらえれば大丈夫です。
0:37:39	お願いしてよろしいですかね。
0:37:45	規制庁スズキですけどちょっと補足すると、
0:37:48	例えば交流事故、
0:37:50	今書いてありますので、両括弧AもB、両括弧Bも、
0:37:53	同じ考慮事項が書いてある。
0:37:55	考慮事項が1から10までありました。
0:37:58	その結果として、
0:38:00	両括弧で書いてある。
0:38:03	ここういう設計をするんだ。
0:38:06	両括弧Bで書いてあるここういう設計するんだ違う設計してますよね。
0:38:10	そうそれって、考慮事項がちゃんと分解できてないんですよね。
0:38:15	だから本来は考慮事項に対して一つの設計が出てくるはずなのに、
0:38:20	なぜか二つ出てきてる。
0:38:23	あそこをニシウチは、ちょっとちゃんとそこを選定するときの話と組み合わせたときの、
0:38:29	考慮事項をちゃんと考えた上で、
0:38:32	そこを書かれたらいいんじゃないですかって話をされて、していたという
0:38:38	理解
0:38:39	大丈夫でしょうか。
0:38:42	はい。関西電力、吉澤でございます。一つの考慮事項に対して設計方針が異なるというところで整合していないと。
0:38:53	いうご指摘と認識しました。ちょっと感知器の選定と組み合わせ、設置、線率いをどこに置くかというところで、
0:39:04	こちらもこれまで整理できていなかった部分でございますんで、その線引きについて、きちっと検討してですね、フロー並びに、
0:39:15	基本設計方針について見直しをしたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:23	規制庁西内です。一旦ここまでの範囲は共通認識取れていると思いますので、まず、基本設計方針、
0:39:31	との観点で、ちょっと意識して欲しいことを、選定と設置を分けるとかです。ね。そういう話に関してはここら辺が、追加でちょっと確認したかったことかなと思います。
0:39:45	関西電力の小森ですありがとうございます。
0:39:49	ちょっと私の中でちょっと頭の整理がまだできてないのでちょっと私が聞いたイメージをちょっとしゃべりますので合ってるかどうか教えてください。
0:40:00	資料でいきますとだからこのフローに2枚ですね、結局
0:40:05	選定組み合わせ、未設置ってありますけど、
0:40:11	これって、
0:40:12	今の基本設計方針の書き方からいくと、もう限りなく設置の話を生懸命書いている話だと思ってまして、
0:40:23	なので、この、ここに書いてあるフローは、ほぼほぼそのまま設置にいつちゃうのかなあと。
0:40:30	上に書いてある表ですね。
0:40:33	上に書いてある表だけが選定に、
0:40:37	になっちゃう資料になるイメージで聞いてました。
0:40:43	実際問題、設置と選定って、
0:40:49	実態からいうと結構行ったり来たりしてるんですよ。
0:40:55	まず一番最初に、我々として考えたのは、アナログ式の煙が流れる式の熱、これがある意味一番その信頼性も高く、保守性メンテナンス性とか、いろいろ考えてこれが一番組み合わせだと。
0:41:11	思ってた、全部これでやればいいんだけど、
0:41:16	中には、そもそもすごく高い。
0:41:19	ところがあって、使えないからこれ貸そうとか。
0:41:22	放射線んが、高いから、もたないから、他のものを多層とか、
0:41:30	ということで、選定の部分がちょっと増えていったって部分がすいません。ちょっと途中で挟んで申し訳ない規制庁スズキですけど。
0:41:40	その話は、昨年の2月の審査会合までは、そういう説明をされてると私は認識してます。
0:41:47	昨年の7月か8月の審査会合では、今のように分けて考えるというふうに、
0:41:53	方針を転換されたので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:55	今更そこで行ったり来たりするんじゃないかなって言い方を、
0:41:59	されると、これまた変えちゃうのかなって言うふうに思いますので、
0:42:03	そこは、審査の経緯をちゃんと、
0:42:06	見ていただいた上で、
0:42:08	ご発言いただきたいというところでよろしいでしょうか。わかりましたはい、失礼いたしました。
0:42:39	すいません。規制庁の今野です。今のちょっと関西電力の方で行ったり来たりするっていうところの意味をちょっと確認したいんですけど、それは、
0:42:50	戦線選定をやって設置を行ったけど、に行ったけど設置できなかったからもっかい選定のところに戻るっていうそういう考えではないんですか。違います。違います。そういう意味合いで申し上げたのじゃなくて、
0:43:04	そもそも選定をどうするかなって言うふうに考えるときに、
0:43:10	やはり一部、この基本設計方針の案にも書いてましたけども、我々としてはアナログの煙たまる熱っていうのが、まず一番おすすめというか、
0:43:22	一番いい案だと思ってて、
0:43:24	ただそうは言っても、現場にはまらないところっていうのは、何か考える中でどうしてもあって、
0:43:32	それを網羅するような形で考えれば、この一番上の四角のラインナップになると。
0:43:41	これが選定が終わりましたと。
0:43:45	そのあと結局ここでフローで書いてあるのは全部この設置のためのプロセスを一生懸命書いて、
0:43:53	いるっていうことにならざるをえないかなと思って。
0:43:58	聞いてたんですけども、ちょっとイメージ違いますでしょうか。
0:44:08	規制庁スズキです。一般の御説明は、やはり昨年2月までの、
0:44:13	説明によく似ていて、
0:44:16	選定のための環境条件、こういったところで故障ないように選定する。それから、
0:44:22	誤動作しないように、こういうことを考える、それから先ほど言った火災の性質を見て、
0:44:28	組み合わせを考える。
0:44:30	それから、
0:44:32	どういうふうに設置できるか考える、いろんなものを考えた結果最終的にこの二つの組み合わせで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:40	2、異なる2種類の設置ができたという、
0:44:45	要するに最初からいろんな考えなきゃいけない金光全部並べ立てて、
0:44:49	それを全部満たす結果がこうですっていうふうにならざるをえないんじゃないかっていう、
0:44:56	話を今されたと思うんですけど、それはやはり、去年の2月までの、
0:45:00	御説明で、
0:45:02	そのあとやっぱり去年の7月か8月の審査会合では、いやそこを改めて選定を先にやって、
0:45:10	メンバーリスト作って、
0:45:12	そんな中から設置できるものを設置します。それぞれ設置しますと、
0:45:17	で、
0:45:19	その一つ目は設置できたとしても二つ目が設置できなかつたら十分な保安水準っていう設置の仕方を考えるシート。
0:45:26	一つ目でもできなかつたら十分な保安水準の設置の仕方考えるシート。
0:45:30	その設置のところにおいては、戻らずに、単純に、
0:45:35	それ、それぞれ二つ選んだものを設置する、どうやったら設置できるんだってことで考えますと、
0:45:41	いうふうに説明をされたというふうに理解しているので、
0:45:45	そこんところを、例えば、
0:45:47	先ほど今野が言ったみたいに、一つだけまず選定して、
0:45:51	その設置を考えます。それが上手い事設置できたら、消防法施行規則通りできたら二つ目を考える考えるときに、
0:45:59	当然同じものを選んじゃいけないから、
0:46:01	違うものを選ぶ、或いは火災の性質を見て、違うものを選ぶ、或いはその置こうとしてるところの環境条件考えて当然選んでいく。それを、
0:46:09	また同じような基本方針に基づいて設置を考える。
0:46:15	設置できたら両方とも一般エリアのようにつけられました。
0:46:20	それだけだと、そういう説明ですよって今のは聞いたんですね。
0:46:24	それだったら先ほど言ったように選定と設置を分けて考えたとしても、
0:46:30	エンジニアリング上は何も問題ないはずですよ。
0:46:35	ということ、現時点においては、
0:46:39	主張されていると思ってるし、それをし、
0:46:43	詳しく説明されるべきだというふうに我々は考えているという。
0:46:47	ことで申し上げました。よろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:50	わかりました。すみません。ちょっと過去の審査経緯を十分把握できてない発言で、申し訳ございませんでした。
0:47:09	規制庁の今野です。今鈴木の方から説明したですね、1個選定して、その二つ目にちょっと共通認識取れるかどうか確認したいっていう点はどうですか、
0:47:20	今の点で一つ選んでおける、1000 置けるか受けないか確認して、また次のやつに行きますで受けなかったらまた選定の段階に戻りますっていうこ1個ずつ感知器を選定してやるっていうふうな、
0:47:33	説明をこれまでされていたのではないかなと思ってたんですけど、そこもまたちょっとこれまでの会合なりヒアリングなりとの説明と、
0:47:43	か、終わってきているのか変えようとしてるのか。
0:47:46	ていうところで我々としてはそこは変わらないのかなと思ってたっていうところがちょっと共通に聞き取れてなかったかなと思って。
0:47:54	こちらについてもちょっと1度検討してから、
0:47:58	次回のヒアリングで回答していただく方がよろしいでしょうか。
0:48:01	はい。すみませんでした。
0:48:10	お願いします。
0:48:11	火災対策室の齋藤です。今我々から申し上げてることは、基本的にすごい難しいことを申し上げてるわけではなくって、
0:48:21	火災防護審査基準の2.2.1の(1)の丸一位のところの流れに沿ってやっていますってことをですね、きちっと説明をしていただける。
0:48:32	るようなフローになってるはずじゃないんですかということをお願いしているというだけで、何が書いてあるかということ、まず、型式を選定しているというふうに書いてあるんで、そこで、
0:48:47	いろんな放射線とか取付面高さ温度失読牛の環境条件とかですね、それから火災の性質を考慮したということでメンバーリストがありますよねということなんです。
0:48:59	そのあとに、それぞれ、早期に感知できるよう、固有の信号を発する感知器を、同等の機器も含めて、それぞれ設置すると。
0:49:10	いう流れになりますよねと。そこで、その具体的な方法については、設置ということで、②番の方向に行きますよねと。
0:49:21	いうことを、ご説明をしていただければ、それで、今まで我々が聞いている話と、基本的にはそごがないと考えてますというところで、
0:49:33	そこに②番の話を①番の話に持ち込むというような説明だと数字が通りませんよねということを我々の方からは今申し上げていると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:44	ということなんですけれども、それでご理解いただけますか。
0:49:50	関西電力小森です
0:49:52	今のご説明、理解できました。ありがとうございます。
0:50:01	規制庁の矢野です。今、ところで、おっきな枠組みのところについては、
0:50:10	ある程度、ほぼ、ちょっとご検討いただく事項が多分、多分あるかと思いますが、ある程度確認はできたのかなと思いますその上でちょっと今回
0:50:22	少々お待ちください。
0:50:41	規制庁の伊ワノヤすみませんお待たせしました。
0:50:45	我々から7月5日に出向した確認事項のリストの例について、次にちょっと確認をしたいんですけど。
0:50:55	衛藤D。
0:50:57	観点、ナンバー1の観点っていうところについてちょっと順番にお聞きしたいと思います。
0:51:05	この観点をまず①のところですね。
0:51:10	熱と炎と煙っていう中から、二つ組み合わせ選ぶ上で、どういうふうを選ぶのか、っていうところでちょっとこの
0:51:20	フローでは、最終的な選ぶやり方はいろいろ書いてあるんですけど、
0:51:26	ちょっと一部考えが見えないところがあって具体的に聞くと無縁とか遊園とかっていう観点で、できるだけ煙を使う、選択したいっていう考えが、
0:51:37	マウスでできるだけ煙が
0:51:40	少組み合わせの中に含まれているっていうよう含まれるように、組み合わせを考えるっていう考え方が含まれているのかどうなのかっていうところがちょっと見えなかったのでお聞きしてもよろしいですか。
0:51:54	はい。関西電力吉田でございます。煙を極力使うという方針については、我々、
0:52:04	基本設計として考慮している事項でございます。具体的に今どのように記載しているかといいますと、アナログの煙、アナログの熱、
0:52:16	これを優先的に選定という部分であるとか、組み合わせは、煙感知方式と熱感知方式組み合わせ、これを基本とすると。
0:52:28	その中には、煙を優先したいと、使用したいという思いが入っていると、いうことでございます。
0:52:39	規制庁の山名です。今のはフローからする、今のフローからするとどこから読み取れる一かっていうところを説明していただけますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:51	はい。関西電力吉澤でございます。フローからいくと、その煙りー無煙火災遊園火災、これに対してどのように感知するかという考え方これは、
0:53:05	ちょっと落とし込めてないというふうに思ってますただ選択する、感知方式の組み合わせの
0:53:14	ほとんどは煙を使うようにやっております、その前提となる考え方は、やはり煙と熱
0:53:25	或いは煙徒歩のこれの組み合わせで対応するという考えを前提として、
0:53:33	す、干潮式の組み合わせ、これを決めているということでございます。
0:53:40	はい。規制庁の今野です。考えはわかりましたが、今、フローからわからないとすると本、
0:53:48	側から実際にそういう考えがあるのであれば、その線、今回のこの設計のフローからには、何かしら出てこなきゃいけないことだと思うので、そういったところをちょっと踏まえて、修正をお願いします。
0:54:03	すいません二つ、次の 3.02 なんですけど。
0:54:08	これまでの基本設計方針にはですね、
0:54:14	アナログ式の熱アナログ式のMDそれから、穴、非アナログ式の炎感知器の中から選ぶの基本とする。
0:54:25	ていうふうに書いてあったんですけど、この基本とするっていうところのちょっと意味を確認したいんですけど。
0:54:32	この基本とするっていうのは、この三つの中から、他のその光ファイバーであったりだとか、そういった別、
0:54:41	3 三種類以外の感知器よりも優先してその三つの中から選ぶっていう考えがあるのでしょうか。
0:54:47	あるかないかっていうところを、今、まず、回答していただけますでしょうか。
0:54:56	はい。関西電力吉田でございます。消防法施行規則に従いという部分で、選択する感知器としてはこの三種類、これの組み合わせを基本と。
0:55:08	をして、選定していくと、現場の環境条件を考慮した場合に、防爆型であるとか防水型であるとか、そういったより環境条件適した
0:55:20	感知器の使用について、
0:55:24	考慮して選定すると、そういった考えを今、記載しているところで、ちょっと読み取れないのかなという気はしています。
0:55:38	葛西市長の齋藤ですけども、今のご説明だと、今回いただいている資料の何か
0:55:48	塗布フローの一番最初のページだから、1 ページになるの。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:52	1 ページのところが一番最初に表がありますよね。
0:55:56	干潮方式が一煙と熱と炎と、三つしか書いてないんだけど、基本じゃなくてそれ三つの中から選ぶっていう限定きちっとされてるんじゃないんですかね。
0:56:09	それはまたジツウ私の事実誤認なんですかね。
0:56:15	いや要は結局このリストアップしたときのこの表っていうのが、選定という考え方において一番重要なんですよね。先ほど私どものスズキとかからもご指摘させていただきました通りリストアップ、
0:56:29	来てるものの中で、基本的には、
0:56:33	表に基本的には基づいて、この中から選択してこれができなければ、何だっけ、次の
0:56:42	措置の一番、そす。そっちの2番という形に流れていくっていう話なんで、このリストのところ、今今からご質問して吉田様からご回答いただいた中で、基本とするって書いて後抜けてるんだとするとこの中に入っていないといけないんで、
0:56:59	ですけれども、
0:57:01	要はこの縦列の煙と熱と炎以外に何かありますかというすいません、もう一度確認させてください。
0:57:11	はい。関西電力吉田でございますこの煙熱炎以外に、ないと。ただ、その一つの官庁式の中に、
0:57:22	アナログ式の間感知器、Eとアナログでない感知器でアナウンでない機器というもの、そういったものが存在すると。
0:57:33	期、一番左側の一般的な場所というところに記載しているこの三つ、これを基本として組み合わせて、
0:57:45	設置していくと、
0:57:48	いう、そういう考えでございます。
0:57:53	加西市のサイトウですけれども、それであればそういうふうにはまず館長方式については、煙と熱と炎ですと、いうことを、その中に、要はバリエーションがありますということですよ。その感知器、
0:58:08	というのが、その上で、
0:58:11	この表の右側の方見ていって、感知器の選定という、感知器の選定じゃなくてか多分感知器の種類なんですよね選定したものはどうなのかということで、
0:58:22	さらに右側に行けば、要はこうした感知器として選定でき、それ以外の同等の機能を有する機器を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:33	もう活用しますとでもそれも基本的には、視点としては熱と、煙と熱と炎の三つですよということで解釈してよろしいんですね。
0:58:46	はい。関西電力吉田でございますそん認識で問題ございません。
0:58:53	はい。葛西市の齋藤です。その上ですよ。
0:58:57	要はこの下のフロントから後で見直していただく形になると思ってるんで、今更何かって話じゃないんですけども、感知キー。
0:59:08	要は今、関電さんがお関連がお話している感知器というのは基本的には障防法の検定品ですよということですね。
0:59:17	右側にあると同等の機器というのはこれは検定品ではありませんと、いうことなんですね。それは事実関係としてまず間違いありません。
0:59:27	はい。関西電力吉澤でございます。その事実関係に間違いございません。
0:59:34	はい。加西市の齋藤です。下。
0:59:38	そうだとすると、
0:59:42	一番右側の、
0:59:45	空気吸引式の煙検出装置。
0:59:48	ていうのは、これ多分感知器使ってますよね。
0:59:52	要は吸引しているだけで感知してるのは、感知器ですよ。
0:59:58	だからす。ここの部分って、きちっとこの表の中で選定すると、選定するというか手法として、なってなくて本当は感知器の選定のところの、その感知器のところの種類の工夫として、
1:00:11	あるということなんではないのかなと思ってですね。
1:00:14	とりあえずちよつとここの部分不思議だなと思って、さっき見てたんですよ。もう一つは、先日議論をさせていただいたオペフローの上の●●(非開示情報)のすいません。
1:00:28	と言っちゃいけない話ですね。すいません上の方につけるあれについても、基本的には
1:00:38	要は空気吸引式ではないけれども、その
1:00:42	空気の通り道を考慮して、基本的には同等だと思ってつけますというそういうものがもう一つ、もう1種類ありますよねと。
1:00:52	そこについては、何か触れてないんす。せっかく議論したばかりなのになんで触れてないのかなと。
1:01:01	いうふうに思って、この表を見てたんですよ。というところがまず、
1:01:06	ただ、それは、感知器の選定というところではなくてやり方の工夫で同等のやり方をしていますと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:13	ということなので、書き方については、
1:01:16	我々が納得できるように、きちっと書いていただければなというふうに考えています。
1:01:22	あともう一つが、光ファイバーの書き方なんですけれども、
1:01:30	光ファイバー自体光ファイバーなんでしょうけれども、感知器として考えた場合に、感知器と同等の機器として考えた場合に、これ光ファイバー、
1:01:40	だけでいいんですかね光ファイバー式とか光ファイバーにより感知する装置とかきちっと、
1:01:46	書いとかなくていいのかなというふうに思うんですけどちょっとそこのご認識をお伺いしたいと思います。
1:01:53	はい。関西電力吉田でございます。光ファイバーにつきましては、確かに光ファイバーを使用して、検出する熱を検出する。
1:02:03	機器ということになりまして、それが名前としてきちっと表現できておりませんので、光ファイバー熱検出装置であるとか、
1:02:14	ちょっとその辺は、こちら見直したいと考えております。
1:02:20	葛西氏のサイトウです基本的に今申し上げた通り、要は選定のところのメンバーとしてこういう形がありますと。
1:02:30	いうことをですねきちっと出していただくための重要なものですので、この部分については期、
1:02:38	と合わせてですね、表現のの部分とあわせてですねきちっと見ていただければなと思いますのでよろしく願いいたします。私からまずこの部分については以上です。
1:02:51	はい。関西電力吉田でございます。承知しました。
1:02:57	規制庁の今野です。すいません。
1:03:02	私が物で飛んでしまって一応私、確認したかったのは基本とするっていうところの意味しているところなんですけどこれは、一般的なエリアは、この3パターンの中から選びますって意味で書かれてたと。
1:03:16	思っってよろしいですかそれとも何か別の。
1:03:19	できるだけ三つを優先しますみたいな、意味があつて基本とするっていうところ。
1:03:25	書かれてました。
1:03:29	はい。関西電力吉田でございます。この三つを優先すると言うのではなくて、まずはこの三つについて受けるか受けないかというところ。
1:03:40	この三つの中から選択。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:45	まず考えてみて、環境条件としてそれより適したものが必要であれば、そっちの方を採用と、そういう意味合いで基本とすると。
1:03:58	そういうふうに書いていたものでございます。
1:04:05	すいません規制庁の今田です私も、その言うそれは何か優先す。まず、基本予算まだ優先して済みますよって言っていたように聞こえたんですけど、
1:04:17	何か認識違いますかね。
1:04:20	すいません。
1:04:24	すいません関西電力柵橋です。私がちょっと聞いてますと同じという認識でございます。
1:04:31	基本的っていうのは、原則、
1:04:33	そっから選ぶんだと。
1:04:35	そういうスタンスだと思っております。
1:04:39	以上です。
1:04:42	規制庁のようなね承知しました。この観点の二つ目っていうところについては優先して選ぶっていう考えが、
1:04:50	あったというふうに理解をいたしました。
1:04:54	すいませんじゃ次の観点3のところに行ってですね観点3は、
1:05:00	そうですね、誤動作防止の観点でアナログ式と非アナログ式で、このアナログ式を優先して採用するのかどうかっていうところなんですけど。
1:05:10	これについては関西電力としてはどのように考えていらっしゃいますか。
1:05:19	特に
1:05:21	非アナログタールで優先順位とか、を決めていませんということであればそういうふうに回答していただければと思います。
1:05:31	はい。関西電力吉田でございます。アナログ式につきましては誤作動防止といえますか、そういったのを中央制御室で監視できるように有効であるということで、アナログ式を優先して、
1:05:45	使うという、
1:05:48	前でございます。
1:05:50	規制庁のようです。これについては、フローのところ、考えが落とし込まれているかっていうところを説明していただいてもよろしいですか。
1:06:01	はい。関西電力吉田でございます。現状のフローには、その考えは落とし込んでおりませんで、横に書いている、基本設計方針の案。
1:06:12	これに記載しているののみでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:15	はい。規制庁の矢内です。我々としてちょっとフローでお願いした一つの理由としては、基本設計方針にはちょっと落とし込まれてない、多分情報があるので、
1:06:27	ちょっとフローで全体的なところを、説明していただきたいという趣旨でも同じって理由もあって、お願いをしておりました。何かそのフローに出てこないと、ちょっとその、
1:06:39	お願いした趣旨からはちょっと本末転倒な形になってしまうのでまずはちょっとフローから確認をしていただければと思います。
1:06:48	すいません次、観点の4の方ですね。
1:06:52	観点の4で、
1:06:55	これも検定品と同等品の話ですけど、
1:06:59	これは、すいません、さっきもちょっと官憲的な話もあつたんですけど検定品優先され、優先して採用されるっていう方針なのかっていうところ。
1:07:09	これイエスかノーかっていうところで、まずご回答いただけますか。
1:07:18	はい。関西電力吉沢でございます。消防法施行規則に従って、設置すべき場所については、感知器検定比、これを使用する方針でございます。
1:07:30	屋外であるとか、それに類するトンネルだとか屋外のトンネルだとか、そういった箇所については、感知器よりすぐれている検出装置、
1:07:43	こういったものがあれば、それについても選択肢に含めて、選定していくと、そういった考えでございます。
1:07:59	はい。規制庁の岩野です。そうすると
1:08:02	できるだけ検定品を使うっていう考えがあるってことですかねこれについても何かフローのどいったところに入っているのかっていうところを説明していただけますか。
1:08:14	はい。関西電力吉田でございます。
1:08:18	フローでいうと、その考え、ずばりは、フローに落とし込めておりませんが、消防法適用エリアについて、感知器を選定というところ。
1:08:31	ここ、感知器イコール検定品というふうに我々考えてますんで、ここにその考え、
1:08:40	を表現しているものでございます。
1:08:45	規制庁の岩間です。
1:08:48	何でしたっけその適用対象外の方じゃない方ですね、その分岐かっていうと消防法が適用されりアカーのところのYの方に進んでいく方については、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:00	どこに反映されてるんでしょうか。
1:09:04	関西電力吉澤でございます。ワインのところについて感知器を選定という、
1:09:14	それを記載しておるんですけども、それが検定品なのかどうか、それについてはこのフロー上ちょっと記載できておりません。それについて感知器について検定品を使用すると。
1:09:29	いうところ、これについてフローに落とし込む必要があると今認識しました。
1:09:41	葛西市長の齋藤です。今のフローで見ると、一つ目の消防法が適用されるエリアかっていうのと、この右側に、
1:09:52	感知器よりすぐれた検出装置はあるのかというこのフローが何かする、
1:09:58	今までお話伺っているところからするとやっぱりちょっと不自然なところあるんですよやっぱり
1:10:05	今までお伺いしている話としては、感知キーを、先にある感知器の選定の話があって、その中で、要は、設置できる。
1:10:16	条件がそろっていれば設置しますと、設置できる条件がない。
1:10:21	場合 2、右側に飛ぶんだというふうに理解をしてたんですけれども、
1:10:26	それは違うんですかね。
1:10:29	イエスカノーかでお答えいただければと思うんですけど。
1:10:33	Hが、関西電力吉田でございます。違わないので農業でございます
1:10:42	今の話はだから私が言ったことは間違いないうことでなんですか。
1:10:47	関西電力吉澤でございます。その通りでございます。
1:10:52	そうだとすると、このフローの書き方の部分が、まず感知器があった上で、その上で、設置できる環境にあるのかと。
1:11:03	いうところが次だから、順番のひし形の部分と、四角の部分が逆なんじゃないのかなと思って見えていますということがまず 1 点。それとあと右側のこの菱形の部分なんですけれども、
1:11:16	感知器よりすぐれた武石通装置はあるかって、これどういう意味なのかをちょっとご説明いただいてよろしいですか。
1:11:26	はい。関西電力吉澤でございます。この検出器よりすぐ感知器よりすぐれているという観点でいうと、その当該の環境条件に、
1:11:38	適した防水型、防爆型、これの
1:11:44	これを検出できる装置があるであるとか、あとは屋外のケーブルトレイに光ファイバーの熱検出装置、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:54	これを設置するんですけども、その場所の天井面に感知器熱感知器をつけるよりは、火災元となりうるケーブルの
1:12:05	火災を連続的に感じできて、より早期に感知できるというそういった感じ性、
1:12:15	すぐれたものがあるというところ、そういった環境への適用性であるとか、感知性、これの観点で、よりその環境に、
1:12:27	入れて、フィットしているという、
1:12:29	ことを、すぐれたというところで、記載しております。
1:12:37	葛西千野サイトです。今ご説明いただいたことっていうのは、それぞれすべてひし形のところで全部分かれていくような条件だと私は思うんですけども。
1:12:49	そこはきちっと反映す。
1:12:52	していただきたいと思うんですが、要は、環境条件として、
1:12:57	要は、
1:12:59	あれですよね防爆型であるとか防水環境条件として防爆防水を優先させなければいけない、または多分光ファイバー式であればケーブルトレイのところ、
1:13:14	連続的に、面としてみるために必要なんだと、というようなご説明であるのであれば、そういう話だということになると思うんですよ。
1:13:24	それは、それぞれ、このフローの中で右側のところで、多分どっかサブルーチンとしてどっか飛んでいくんだと思うんですけども、きちっと考え方と、
1:13:35	環境条件がそれぞれ、
1:13:37	そういったものがあるんで、すぐれているというかそれしか選べないんで、そういう形になってきますということなんではないかと思うんですけども認識に誤りがあるでしょうか。
1:13:48	いいですか。監査委員の棚橋です。
1:13:51	ちょっとおっしゃってることは十分理解したつもりなんですけども、
1:13:56	これちょっと我々の方は、組み合わせも考えてしまったんでちょっと、ちょっと変なフローになってしまったんですけども、
1:14:04	1個の感知器で考えていけばですね、おっしゃってるように、まず、
1:14:10	検定比を用いる。
1:14:11	これは第一義的にそれを用いていくと、それから、おっしゃ今おっしゃっていただきましたように、環境条件とか、或いは

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:22	その雰囲気ですね。それで、用いれない場合は、じゃあどうするっていうようなフローになるのかなと。最終的には、
1:14:31	考えたんですけども、
1:14:33	笠井津野サイトウです。だからその部分は、一番最初に先ほど私ども、スズキも含めてですね、私から申し上げた通り最初にリストがあって、
1:14:44	それから、設置の考え方のフローを一つ一つ当てはめていきます。そのフローを当てはめて別のものをやるときに、また同じようなフローとして、こういう設置の話を、
1:14:55	考えていきますといったときに、そここのところが、要はそこで、
1:15:01	異なるものの組み合わせかたについて、要はそのセカンドベターとして、次のものをどのように組み合わせていくかというルーチンが走っていただけだと思うんですね。
1:15:13	なので、組み合わせの仕方については、結局、一つ目を選びましたでまた戻って、二つ目を選びますでも一つ目は選べないんで、もう一つの、より適切なものを選んでいきますその時に、
1:15:26	何をきちっと優先して見ていく形になるのかと、いうことを、このフローとして表していただければそれで結構かなというふうには思うんですけども。
1:15:38	私とその引っかかっている理由はですね。
1:15:41	感知器よりすぐれた検出機能があるのかっていう話になった組み合わせでも何でもなくて、その部分については、ものの選び方として、一つ一つ、
1:15:52	の説明を、
1:15:54	しなければいけないという話になってしまうんで、今私はここの部分で、見直す時の話として、申し上げていると、というようなことでございます。ご理解いただきましたでしょうか。
1:16:05	関西電力棚田でございます。よく理解できましたちょっと。
1:16:08	すぐれたという記載ぶりが、これ適切じゃなかったというふうに反省しております。
1:16:14	そこは見直したいと思います。
1:16:18	よろしくお願いいたします。
1:16:27	少々お待ちください。すいません。
1:16:30	あとそれから再次の観点で5番目の観点ですね、これは設置の方の話で、2ページ目のところの話なんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:43	設置の段階で、これまでの基本設計方針では環境条件として、水蒸気が多量に滞留するっていうところから、作業員の被ばくのところまで、いくつか菅教授、条件、環境条件とあと被ばくの条件と、
1:16:59	挙げてもらっていたんですけど、その環境上、
1:17:03	消防法施行規則の 23 条 4 項の中に入ってる環境条件の話と、あと被ばくの話ってというのは、優先順位とかっていうのをつけて、裾の設計の、
1:17:15	を考えておられますかそれとも、そういったことは一切何も考えていないですか。
1:17:25	その観点の⑤っていうところの話ですね。
1:17:37	はい。関西電力吉田でございます。
1:17:42	ちょっとその被ばくの話と、水蒸気の話につきましては、実際一つのエリアを考えたときに、今、これが重なる。
1:17:53	うとこがないということもありまして、優先順位については、とりわけ考慮してなかったと。
1:18:01	いうこと。
1:18:04	はい。
1:18:05	衛藤規制庁のようなやつ関西電力の考えは、
1:18:08	おり、そお聞きしました。その上で、
1:18:15	今回その火災の条文を見るストックも火災の条文の 11 条というところを見た時にその
1:18:23	消防法施行規則の環境条件であるその数日、シャワーさあ、
1:18:28	江藤、水蒸気の話と、あと、有効に感知できないって話と、もう 1 個高天井のところの話ってというのは、それは火災の条文の中だけの話だと思っんですね。
1:18:42	で、被ばくの話ってというのはこの火災の条文からは離れて
1:18:47	放射線の防護の観点の条文との間、条文とか具体的に保安規定なりで規定されているところとの兼ね合いで、そこは適切ではないよねっていう判断をされたと思っっていて、
1:19:00	そこは葛西の条文の中の話。
1:19:03	いのものと、そのさらにそこから出たものとの関連制度の話でそこはちょっとその段差があるものだと理解していたんですけど。
1:19:13	そこは関西電力とするとの認識はやっぱ違う。そこはそこはそういうことは全く考えていなくてちょっと認識が違ったってことなんですかね。
1:19:25	はい。関西電力吉田でございます。おっしゃる通り、消防法施行規則に、的をできるような場所なのかどうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:36	そういった意味で水蒸気であるとか、高さ関係、そういったものをまず検討して、その場所で使う感知器を選定。
1:19:47	組み合わせを決めて、その上です。最終的に被ばく線量を評価して、設置、許容できるかどうか、それを判断することになりますんで、
1:19:58	そういった意味でいくと、まずは消防法施行規則の条件に合致、
1:20:06	できるものをできるかどうか、それを考えた上で、最終被ばくの評価すると、そういった流れ。
1:20:15	だと認識しています。
1:20:18	考えており、
1:20:20	規制庁の今田です。そういうふうには障防の話と、あとそれ以外の日今回で言うところの被ばくの話というところに段差があるのであれば、そこもフローなりで、
1:20:32	現れてくるのかなと思っているんですけどそこについてはいかがですか。
1:20:40	はい。関西電力吉田でございます。今、そのようなフローにちょっとできておりませんので、そういったプロセスがわかるように、
1:20:51	記載、見直したいと思います。
1:20:55	はい、規制庁のように承知しました。それでは、
1:20:59	資料のです。そうですね。考え方なり資料なりの修正の方をよろしく願います。
1:21:05	とりあえず、今回私から確認したいのは以上ですけれども、まず、規制庁側から、全体通して何か確認したいことがあれば、
1:21:15	願います。
1:21:22	じゃあ、一応ちょっとWEBの方は順番にお聞きします。江藤葛西津野タナベさん何かありますか。
1:21:34	はい。これまでのところと普段質問等はありません。
1:21:39	はい、ありがとうございます。山下さん何かありますか。
1:21:43	はい私からも特にございません。はい。ありがとうございます。大塚さん何かありますか。
1:21:50	はい。オオツカです特にありません。はい。ありがとうございます。畠山さん何かありますか。
1:21:56	畠山です。特段コメント等ありません。はい。ありがとうございます。それでは関西電力の方から、全体通して、確認したいこと等あれば願います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:11	はい。関西電力原子力事業本部城間でございます。コメントありがとうございます。ありがとうございました。今回ですね私どもの頭の展開がですね、
1:22:21	エリアから紐解く格好ですね、ここのエリアを選定できるようなフローというところにちょっとまたも戻った感があつて、そういったことがございましたが、はい。
1:22:34	すいません。今今までのやりとりにつきまして、理解をいたしましたので、コメント、反映を検討したいと思います。
1:22:47	規制庁の今野です。関西電力の原子力事業本部の方から何かありますか。
1:22:55	関西電力原子力事業本部です。本日ちょうだいしたコメントについて、資料に迅速に反映したいと思いますので、よろしく願いいたします。
1:23:06	はい、規制庁のようなです。ありがとうございます。
1:23:09	すいません。それではすいません関西電力の事業本部におかれては、コメントリスト、ホワイトボードみたいなものって作っておられますかすいませんちょっと私が最初に言い忘れてしまって申し訳ないんですけども。
1:23:21	もしあれば、共有をお願いします。
1:23:25	関西の原子力事業本部です。コメントリストを作成しておりますので画面共有させていただきます。はい。規制庁の山名ですよろしく願いします。
1:23:48	関西電力原子力事業本部です。本日ちょうだいしましたコメントですけれども、画面共有させていただいております。こちら確認できますでしょうか。
1:23:58	はい、規制上のようなやつ、確認できています。それでは、上から順番に読み上げていただいても、読み上げ読み上げを、すみません、お願いします。
1:24:08	関西電力原子力事業本部熊倉です。承知いたしました。
1:24:12	一つ目のコメントですけれども、火災感知設備や安全施設ではなく10条の適用対象ではないことを明記すること。
1:24:21	二つ目ですけれども、これまで説明していた選定及び設置の整理と、全体設計のフローを整合させること。
1:24:30	3点目ですけれども、瀬基本設計方針の(エ)選定のお話と括弧B組み合わせの話で考慮事項が重複している箇所があるため記載を見直すこと。
1:24:41	4点目ですけれども、火災感知器の選定設置についてこれまで説明していた種類ごとに前提設置可能か確認するプロセスと整合しているか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:50	確認すること。
1:24:52	5 点目、無煙火災を考慮し、煙感知器を優先して組み合わせていることがわかる記載を追加すること。
1:24:59	6 点目、光ファイバーについて検出装置としての名称を記載すること。
1:25:05	いいですか。
1:25:06	7 点目アナログ式の感知器を優先して選定すること、及び検定品を優先して選定することについて、フローに落とし込むこと。
1:25:17	は、
1:25:19	1 点目検出装置を選定するフローにおいて感知器よりすぐれたという観点がどうであるか検討すること。
1:25:26	最後ですけれども消防法施行規則における条件とそれ以外の条件について優先順位がわかるようにフローを修正すること。
1:25:35	本日ちょうどしたコメントは以上です。
1:25:42	規制庁の岩間です。すいません皆さんから主コメントとか確認、修正等何かあればお願いします。
1:25:57	あ、すみません関西の棚橋です。
1:25:59	下から二つ目の矢じりですけども、
1:26:03	観点が妥当かどうか検討するんじゃなくて、感知器がすぐれたという表現を、を適切に修正することと、
1:26:12	そういうことだと思います。
1:26:17	関西電力原子力事業本部で承知いたしました。
1:26:32	規制庁の今田です。今のですみません、1 点だけ確認なんですけど、1、
1:26:38	下から、上から 5 個目の無煙火災を考慮していうところの話なんですけど、これもあのフローに落とし込まれると思っていいんですかね下のところはフローに落とし込むって書いてある一方でこっちが書かれてないんですけど何か使い分けされてます。
1:26:54	関西電力熊倉です。使い分けは特に意識してなかったのこちらについて記載を合わせさせていただきますフローに落とし込むという記載に修正させていただきます。
1:27:06	はい、規制庁の伊ワノヤスありがとうございます。お願いします。
1:27:13	特段なければですね、次に、スケジュールの関係に移りたいと思います。関西電力におかれては、資料の修正なり、
1:27:24	江藤、いつぐらいにできそうかというところのめどの回答をお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:32	関西燃料のコモリです。
1:27:35	前半の方の資料の修正が比較的簡易だと思ってるんですけども、
1:27:42	フローに関してはこれちょっと、根本から大幅に直さなきゃいけないかなというふうに思ってます。
1:27:50	ですので、
1:27:54	今週中に資料リリースを目標に、
1:28:03	今週中資料リリースを目標にですね。
1:28:06	出させていただきたいということで進めさせていただきたいと、今のところ考えてございます。
1:28:16	はい、規制庁の岩野谷津、承知しました。
1:28:38	すいません笠井のサイトウですこのホワイトボードの話と河田C側の今日発言した話の中で、
1:28:47	要は何だっけ、煙吸引管を使って、完治する話とかあとオペフローで要は消防法施行規則通りに設置できていない。
1:28:58	ものについての話については
1:29:01	しっかりともう一度
1:29:04	要は選定の部分の表の中で、圧壊検討してくださいねというお話を、
1:29:10	差し上げています。ここの部分についてはまたちょっと意識合わせを場合によってはする必要あるかとは思ってますので、ちょっとまず、関西電力さん。
1:29:20	関西電力として考え方について、
1:29:24	要はそういうバリエーションが、
1:29:26	あると思う。
1:29:28	ということで結局それはフローのところにも最終的には落としていく形になると思うんですけども、
1:29:34	すいませんが扱いをですね、ちょっとよくよくご検討いただければと思いますのでよろしく願いいたします。
1:29:43	あ、関西電力小森です。承知いたしました。
1:29:54	はい。
1:29:55	監査員のコモリですけども、今の内容をホワイトボードに書き込みたいと思います。
1:30:04	具体的には、
1:30:08	空気吸引式の上煙検知装置これに関して、感知器としてのものであってその検出方式としての検討内容であることを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:20	明確にすることと、あとはオペフローの話、これに関しても、フロー上で読めるように整理するという観点の、
1:30:31	ことをコメントしていただいたということで、す記載したいと思います。
1:30:38	結局、すみませんちょっと誤解を与えたら申し訳ないんですけども、要は私としてはですね、その部分検定比委員を使って別のやり方するというやり方を、
1:30:52	要は障防法の要は感知器の検定品としてとらえるのか、それとも同等品としてとらえるのかということそのものについても、ちょっと考えていただければと思うんですが要はその説明のフローの中で、
1:31:07	どっちに落ちるのかっていうところは、結局その最終的にそれを見た上でのその選定のリストアップの仕方だけですので、
1:31:16	とりあえず、
1:31:19	何て言うんすかね。要は、消防法施行規則通りにつけない代わりに同等の形としてつけてるっていうのが、要は同等品として整理した方がいいっていうのであれば、同等品としての整理としてきちっと書いていただければと思いますし、
1:31:35	そうそうでなければちょっとそこはですね修正していただいた後のものをですねもう一度ちょっと確認させていただいて、ちょっとまたご議論をもう1回ちょっとさせていただければと思っておりますのでよろしくお願いたします。
1:31:51	関西電力コモリ承知いたしました。
1:31:55	関西電力牛島でございます。今おっしゃっていただいた点すごく気にしていた点でございます、単に感じきというか、型式だけではなくてその使われ方ですね。
1:32:07	その点について、ちょっとしっかりと明確にするというコメントかと、理解をいたしました。以上でございます。
1:32:17	規制庁の岩野です。それでは最後に、ATOK調査官からお願いします。
1:32:25	はい。規制庁の奥でございます。お疲れ様でございます。
1:32:29	火災防護審査基準にあります火災報知器換気の選定と選択というプロセスについて、お互いに今回フローという話も出てますけれども、
1:32:40	今回パイロット案件ということもありますので、お互いの頭合わせをして、今後にしっかりした審査、本体に繋がっていくようにすり合わせをしていくということが非常に大事な局面であるというふうに考えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:52	引き続き、ご検討の方よろしく願いいたします。
1:33:07	オノです。それでは特段何もなければこれでヒアリングを終わりたいと思います。はい。何も無いようですのでこれヒアリングを終わりたいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。